

令和 7 年度インターンシップ実習について（案）

1 目的

公共政策に関連する研究を行っている大学院の学生を、インターンシップ実習生として受け入れ、実習生の知見を活用した客観的な視点から、議会の在り方等に対する提案・意見を受けることにより、三重県議会における監視機能の強化、政策立案及び政策提言の充実に資するとともに、学生のキャリア形成の支援及び地方公共団体における議会の役割に関する理解の増進を通じて、地方自治の課題に的確に対応し、地方分権の推進に資する実践的能力を有する人材を育成することを目的とする。

2 実習期間

令和 7 年 9 月頃の 2 週間程度（実習日数は平日の最大 10 日間）

※実施日、日数は実習生の希望に沿って調整

3 受入対象者

公共政策に関連する研究を行っている大学院の学生 2 名以内

4 実習内容

- ・当県議会の取組及び各課の業務内容のガイダンス、本会議等の傍聴等
- ・議員との意見交換
- ・その他、議会事務局関連業務

なお、実習終了後、三重県議会に対する提案を報告していただきます。

（提案の作成後、別途日程を調整して公開で実施。Web 対応可。）

5 実習場所

三重県議会事務局（三重県津市広明町 1 3 番地）

6 募集等

三重県議会は、実習生を公募し、応募書類に基づき実習生を決定する。

実習生が在籍する大学院と三重県議会は、実習生の受入れに関する覚書を締結する。

実習生は、事前に、遵守事項に係る誓約書を三重県議会に提出する。

7 参加経費等

実習に必要な経費（交通費、滞在費、食費、保険料等）は、実習生又は大学院が負担する。

受入れに際しては、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とする。

なお、実習生に対しては、実習後に三重県議会に対する提案への御礼として、39,000 円を上限とした謝金を支払う。

8 服務

実習生は、地方公務員の身分は保有しない。

実習生は、原則として職員の服務に準ずるものとし、指導員の指導、監督等に従わなければならない。

実習生は、実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中及び実習期間終了後においても部外者（大学院を含む。）に漏らしてはならない。

実習生は、公務の信用を傷つけ、又は公務全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

三重県議会は、実習生が服務等に従わない場合又は実習を継続しがたい事由が生じた場合、当該実習生についての実習を打ち切ることができる。

参考：受入実績

・平成21年9月	(10日間)	京都大学公共政策大学院から2名
・平成22年8～9月	(10日間)	京都大学公共政策大学院から2名
・平成23年9月	(9日間)	東京大学公共政策大学院から1名
〃	(10日間)	京都大学公共政策大学院から1名
・平成24年9月	(9日間)	東京大学公共政策大学院から1名
〃	(9日間)	京都大学公共政策大学院から1名
・平成25年9月	(8日間)	京都大学公共政策大学院から1名
〃	(8日間)	北海道大学公共政策大学院から1名
・平成26年9月	(9日間)	北海道大学公共政策大学院から1名
・平成27年9月	(10日間)	京都大学公共政策大学院から1名
〃	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1名
・平成28年9月	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1名
・平成29年9月	(6日間)	同志社大学公共政策大学院から1名
〃	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1名
・平成30年9月	(8日間)	京都大学公共政策大学院から1名
・令和元年9月	(9日間)	三重大学大学院から1名
・令和2年度	—	(新型コロナウイルス感染症により中止)
・令和3年度	—	(新型コロナウイルス感染症により中止)
※選定：東京大学公共政策大学院から1名		
北海道大学公共政策大学院から1名		
・令和4年9月	(10日間)	三重大学大学院から1名
・令和5年9月	(10日間)	京都大学公共政策大学院から1名
・令和6年9～10月	(10日間)	三重大学大学院から1名